

消費者金融などにおける多重債務が社会問題化するなか、上限金利をめぐり議論が活発になっている。理念を再構築した上で新たな制度を設計すべきだ。その中で上限金利を一本化し、貸金業者が資金を拠出した基金を作る中で多重債務救済を図ることが望ましい。

上限金利めぐり 二つの主張対立

ヤミ金融対策のため二〇〇三年に規制が強化された貸金業法と出資法では、三年後に上限金利を見直すことが提起されている。消費者金融、信販、銀行など複数から借り入れ、返済能力を超えて苦境に陥る多重債務者が後を絶たない。多重債務問題の克服が貸金業をめぐ

金利で吸収されるので、強引な勧誘で借り手の返済能力を超える過剰貸し付けが横行、多重債務問題の温床になりやすい。金利引き下げ論は、貸し手責任論、規制強化・財政出動論に直結していく。一方で上限金利引き下げ反対論もある。

国への依存やめ 市場で問題解決

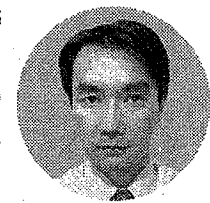
まずは前提条件を考えよ。貸金業者に必要なコスト負担を強いるだけの理念なき規制強化はい

融でなく順法な貸金業者から借り入れて多重債務に陥るのは、債務者の不運や無節操、意志の弱さ

が原因。借り手にも責任がある。借り手にも責任がある。借り手にも責任がある。

上限金利は一本化 多重債務救済へ業界基金

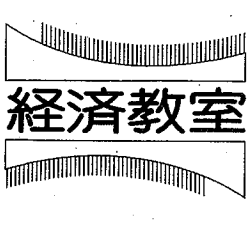
そこで「上限金利引き上げも許されない。規制撤廃が撤廃で、貸金業者間の競争を促せ」と訴える。上限金利引き下げ反対論は、借り手責任論、規制緩和論へとつながる。私は両方の主張とも説得力に欠けると考える。にも上限金利は不可欠だ。



石川 和男 専修大学客員教授

そこで「上限金利引き上げも許されない。規制撤廃が撤廃で、貸金業者間の競争を促せ」と訴える。上限金利引き下げ反対論は、借り手責任論、規制緩和論へとつながる。私は両方の主張とも説得力に欠けると考える。にも上限金利は不可欠だ。

貸金業 新たな制度設計を



最大の課題であり、その中で上限金利問題も論じられている。

上限金利は、利息制限法上は例えば元本が百万円以上の場合年一五％だが、出資法では年一九・二％と「二重基準」。出資法違反には刑事罰が課されるが利息制限法ではないため、多くの貸金業者は利息制限法の上限を上回るが出資法の上限より低い金利で営業しているのが実態だ。

上限金利には対立する二つの主張がある。第一は上限金利引き下げ論。「貸金業は調達と貸し付けの金利差が大きく、貸し倒れが少々あっても高い」と提案する。上限金

う。一般的には貸し手より立場の弱い借り手に配慮しながら、両方の主張が妥協しあえる方策を考え出したい。

上限金利引き下げ反対を主張する側は、貸金業市場で最も潤っているのが貸金業者であることを再認識する必要がある。貸金業者はこの問題に対して負うべき責任を果たすべきだ。

両方の主張が長い間平行線のままなのは、上限金利を上げるか下げるかという点で目的が異なる。別の手段を探るといふ発想の転換が有効な多重債務者対策を立てる糸口になるはずだ。

銀行による有担保など

大きく五点が挙げられよう。①借り手について法人・個人、大口・小口など適度に区分し、おのおの上限金利を設定②貸し手と交渉力のある大企業は規制で保護しないが、中小企業や個人は保護③借入額の大小と信用力の高低は比例関係にあることを考慮④借入額の大小と貸付コスト単価は反比例関係にあることを考慮⑤「保証料」の扱いを明確化。

金利の設定は保証料込みには上限はない。金利名目で徴収できないだけに保証料名目で徴収するという脱法的行為への懸念は大きい。しばしば社会問題にもなる。保証料は金利と同様に借り手のリスクの対価である。上限金利の中に保証料を含め、借り手が支払うリスク対価に上限を設定すべきだ。

こうした理念のもと、具体策は五つに思われる。①個人向け上限金利は年三〇％(大口)同四五％(超小口・短期)程度②中小企業向け上限金利は年三〇％(大口)一四〇％(小口)程度③大企業向けは上限金利規制なし④強引な勧誘や過酷な取り立てなど反社会的行為を禁止する自主規制を持つ貸金業者だけが市場に残る仕組みにする⑤金融庁の監督権限や体制を大幅に強化する。

いしかわ・かずお 年生まれ。東京大卒。経済産業省出身

銀行も高リスク市場に参入でき社会的許容性があると認められる貸金業者だけが存続する制度へ改革する。確固とした基本理念のもと、借り手の信用力の程度、借入額の多寡などを勘案したメリハリのある制度にする。その基本理念としては

折しも司法改革の成果である日本司法支援センターが今秋から稼働する。弁護士などによる法律相談が身近になる。多重債務者の法律相談体制を拡充するには、基金も活用して同センターの体制強化を図るべきだ。司法界と金融界が協調すれば可能になるだろう。

債務整理で解決しない問題は抱える多重債務者には心のケアが必要だ。有効なのはカウンセリング。公的機関の日本クレジットカウンタリング協会や国民生活センターのほか、民間でも実施されている。ただ、専任弁護士や専門カウンセラーは少なく体制も盤石でない。カウンセリング体制の拡充にも、基金を活用して同協会などの体制強化を目指すべきだ。

今年冒頭で記した前回改正法で約束した「三年後」にあたる年。貸金業制度の安定化と金融サービス責任の確立を両輪とした貸金業市場の健全化を目指す時である。